

## 水洗化普及指導相談員業務要綱

(平成5年4月1日決裁)

改正 平成21年 7月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道の処理区域内(以下「区域内」という。)における、くみとり便所(浄化槽利用も含む。)の水洗化促進のため、市が置く水洗化普及指導相談員(以下「相談員」という。)の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談員の業務)

第2条 相談員は、次の業務を行う。

未水洗化建築物の実態を調査し、その水洗化普及指導の業務

私道上の権利問題等により、水洗化されないものについては、水洗促進が公共的に必要であることから、当事者双方の事情を聴取し、その促進のための仲介業務

(実態調査)

第3条 相談員は、水洗化期限の1年前までに期限の到来する区域内の未水洗化建築物の実態を調査し、水洗化状況調査個票(別記様式第1号)を作成するものとする。

2 相談員は、水洗化期限が到来した区域内の未水洗化建築物については、水洗化状況調査個票により再度、調査を行い水洗化の促進のための指導に努めるものとする。

(実態調査の報告)

第4条 相談員は、水洗化状況調査個票を各町内ごとに整理し、週1回下水道業務を所管する各所属長(以下「所属長」という。)に報告するものとする。

2 未水洗化の理由を把握するため水洗化状況調査個票を理由別に分類し、戸別訪問調査結果報告書(別記様式第2号)により月1回所属長に報告するものとする。

3 その他、重要な事項については、その都度所属長に報告するものとする。

(仲介)

第5条 次の事例については、仲介しないものとする。

民事訴訟法により係争中のも

当事者双方が仲介を拒否したも

その他仲介することが不相当であると認められるもの

2 相談員は、仲介を行っている事例に解決する見込みがないと認めるときは、その仲介を一旦打ち切るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度下水道部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

水洗化状況調査個票

別記様式第1号

処理開始告示	平成	年	月	日	使用者番号	件数
調査家屋	住所・氏名 現把握種別	町	丁目	番 号 番地	氏名	汲取り 浄化槽 不明 自宅・借家
家主	住所	町	丁目	番 号 番地	氏名	
管理者 地主	住所	町	丁目	番 号 番地	氏名	
調 査 結 果	未 水 洗 化 理 由	1. 借地, 借家	(1) 家主がやってくれない (2) 地主等が不承諾			
		2. 改装予定等	(1) 改築計画がある (2) 転居予定がある			
		3. 私道, 私地	(1) 私道公共下水道未整備 (2) 他人の土地利用 (3) 私道関係			
		4. 経 済	(1) 改造資金がない(検討中含む) (2) 借入金返済できず (3) 生活保護家庭			
		5. そ の 他	(1) 技術的に施工困難 (2) 公共工事等の施工予定 (3) 家屋の老朽化 (4) 相続, 境界等 (5) 空き家, 長期不在 (6) 改造義務期間あり (7) 倉庫, 作業所等 (8) 空地(畑含む), 散水栓 (9) 知らなかった			
調査結果 (具体的に)		留守・保留				
調査員氏名・調査年月日		平成 年 月 日				

2年目調査結果

水洗化済・汲取り・浄化槽・駐車場等

留守・保留

要 請 結 果	
イ 実 施 する ( 月頃)	
ロ 検 討 する [ - ( ) ]	
ハ 不 可 [ - ( ) ]	
摘 要(概 略 図 等)	
処 理 開 始 3 年 経 過 後 調 査 結 果	調査年月日 平成 年 月 日 調 査 員
A 汲取り (イ) 実 施	B 浄化槽 (ロ) 検 討
C 駐車場等 (ハ) 不 可	マンション・アパート 件数 件 留守・保留
未 水 洗 化 理 由	- ( )
特 記 事 項	

## 戸別訪問調査結果報告書

1 訪問期間      平成    年    月    日 ~ 平成    年    月    日

2 訪問箇所      平成    年    月    日 処理開始分

3 調査結果

	実施済	検討	不可	保留	留守	合計	メ-ターなし
汲取り							/
浄化槽							/
駐車場等							
合計							

『保留』は「公共枿」のない世帯

『留守』は「不在」や「お年寄り・子供」だけだった世帯

4 不可と答えた具体的理由

	理由項目	件数	割合	備考
借地・借家	家主がやってくれない			
	地主が不承諾			
改築予定等	改築計画がある			
	転居予定がある			
私道、私地	私道公共下水道未整備			
	他人の土地利用			
	私道関係			
経済的理由	改造資金がない			
	借入金返済できず			
	生活保護家庭			
その他	技術的に施工困難			
	公共工事等の施工予定			
	家屋の老朽化			
	相続・境界等			
	空家、長期不在			
	改造義務期間あり			
	倉庫、作業所等			
	空地(畑含む)散水栓			
知らなかった				
計				